

入札調書

令和 4年 6月13日入札

起工番号 第 12 号

件 名 中鶴公営住宅(1期)新築工事(外構工事)

契約金額 48,196,500 予定価格 55,140,800
(43,815,000 × 1.10) 最低制限価格 48,196,500

入札者		1回目	2回目	3回目	結果
1	藤木建設(株) 中間支店	43,815,000			
2	(株)山賀 中間支店	43,815,000			
3	(株)川浪建設工業 中間支店	43,815,000			
4	(株)永津建設 中間支店	43,815,000			くじにより決定
5	(株)オオタニ 中間支店	50,100,000			
6	喜秀建設工業(株) 中間支店	50,120,000			
7	小林建設(株) 中間支店				辞退
8	(株)黒瀬建設 中間支店				無効
9					
10					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込に係る金額である

入札調書

令和 4年 6月13日入札

起工番号 第 13 号

件 名 深坂団地改修工事(3棟)

契約金額 31,229,000 予定価格 34,699,500
(28,390,000 × 1.10) 最低制限価格 31,229,000

入札者		1回目	2回目	3回目	結果
1	(有)松本技建 中間支店	28,390,000			
2	(株)井上組	28,390,000			
3	藤木建設(株) 中間支店	28,390,000			
4	(有)久綱工務店	28,390,000			くじにより決定
5	(株)山組	28,390,000			
6	(株)中山建材店	28,390,000			
7	(株)末岡工務店 中間支店	28,390,000			
8	(株)原産業				辞退
9					
10					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込に係る金額である

入札調書

令和 4年 6月13日入札

起工番号 第 16 号

件 名 中鶴地区建替工事に伴う開発変更完了申請業務委託(2工区)

契約金額 2,332,000 予定価格 2,465,100
(2,120,000 × 1.10) 最低制限価格 設定なし

入札者		1回目	2回目	3回目	結果
1	旭測量設計(株) 中間支店	2,150,000			
2	(株)第一設計コンサルタント 中間支店	2,190,000			
3	マサキ測量設計(株) 中間支店	2,120,000			落札
4	(株)松尾設計	2,200,000			
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込に係る金額である

入札調書

令和 4年 6月13日入札

起工番号 第 17 号

件 名 中鶴二丁目地内耐震性貯水槽設置工事

契約金額 7,365,600 予定価格 8,185,100
(6,696,000 × 1.10) 最低制限価格 7,365,600

入札者		1回目	2回目	3回目	結果
1	(株)アリタ	6,696,000			
2	(有)中島設備 中間支店	6,696,000			
3	(有)松田建設				辞退
4	(有)ヨシアキ建設 中間支店	6,696,000			
5	(株)井上組				辞退
6	(株)西幸工務店 中間支店				辞退
7	(有)松本技建 中間支店				辞退
8	(株)永和 中間支店				辞退
9	明秀産業(株) 中間支店				辞退
10	(有)久綱工務店				辞退
11	山藤建設(株)				辞退
12	フルヤ工業(有)				辞退
13	友希建設(株)	6,696,000			くじにより決定
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込に係る金額である

入札調書

令和 4年 6月13日入札

起工番号 第 18 号

件 名 中間市内区画線設置工事(1工区)

契約金額 1,353,000 予定価格 1,426,700
(1,230,000 × 1.10) 最低制限価格 1,283,700

入札者		1回目	2回目	3回目	結果
1	(株)永津建設 中間支店				無効
2	(有)セフティード 中間営業所	1,280,000			
3	三幸産業(有) 中間支店	1,245,000			
4	安全工業(株) 中間営業所	1,250,000			
5	(有)九州ライン建設 中間営業所	1,230,000			落札
6					
7					
8					
9					
10					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込に係る金額である